

福岡県京築地域雇用開発計画

2025（令和7）年10月1日～2028（令和10）年9月30日

福岡県

【福岡県京築地域雇用開発計画】

(目 次)

第 1	雇用開発促進地域の区域……………	P 1	～	P 2
第 2	雇用開発促進地域における労働力の需給状況その他雇用の動向に関する事項……………	P 2		
第 3	雇用開発促進地域の地域雇用開発の目標に関する事項…	P 3		
第 4	雇用開発促進地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項			
1	新たな雇用機会の開発の促進等に関する事項……………	P 3	～	P 6
2	職業能力開発の推進に関する事項……………	P 6	～	P 7
3	労働力需給の円滑な結合の促進に関する事項……………	P 7		
4	各種支援措置の周知徹底に関する事項……………	P 7		
5	地域雇用開発の効果的な推進に関する事項……………	P 8		
第 5	計画期間に関する事項……………	P 8		

【福岡県京築雇用開発促進地域雇用開発計画】

第1 雇用開発促進地域の区域

対象地域は行橋公共職業安定所管内であり、対象市町村は行橋市、豊前市、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町の2市5町である。

自然的には、福岡県の北東部に位置し、豊前海背後に広がる京都平野に存する地域である。

経済的には、自動車産業等の企業集積により近年発展してきた地域であり、今後も関連産業の進出などが期待できる地域である。苅田港沖には24時間利用可能な北九州空港を備えているほか、東九州自動車道、九州自動車道、大分自動車道及び宮崎自動車道と一体となって、九州に循環型ネットワークが形成され、現在取り組んでいる自動車産業の立地や、保健医療福祉分野での研究開発機能の集積に優位となっている。

社会的には、福岡市・北九州市周辺都市や東京圏へ人口が流出する一方、九州・山口圏からの転入超過により、全体では転出超過から転入超過に転化しているが、地域の高齢化・過疎化が懸念される地域である。

以上より、当地域は、地域雇用開発促進法第2条第2項第1号に示すように、自然的経済的社会的に一体性を有すると考える。

(要件の検討)

- ① 令和2年国勢調査における当地域の労働力人口に対する最近3年間における一般有効求職者数の月平均値の割合は3.4%となっている。基準となる全国平均値(3.2%)以上であり、要件を満たしている。

《京築地域を所管する公共職業安定所における労働力人口に対する一般有効求職者数の月平均値の割合》

	一般有効求職者数 の月平均値(人)	労働力人口(人) (令和2年)	労働力人口に 対する割合(%)	基準 (全国平均値)
令和4年度	2,809	84,757	3.3%	
令和5年度	2,881	84,757	3.4%	
令和6年度	3,063	84,757	3.6%	
3年間平均		84,757	3.4%	3.2%以上

(資料出所) 職業安定業務年報及び令和2年国勢調査を基に算出 注) 行橋公共職業安定所管内全域の数値

- ② 当地域における令和4年度から令和6年度における一般有効求人倍率の月平均値は0.81倍となっている。基準となる全国平均値の3分の2(0.85倍)以下であり、要件を満たしている。

《京築地域の一般有効求人倍率》

	有効求人倍率	基準
令和4年度	0.91 倍	
令和5年度	0.83 倍	
令和6年度	0.70 倍	0.83 倍以下
3年間平均	0.81 倍	0.85 倍以下

《京築地域の常用有効求人倍率》

	有効求人倍率	基準
令和4年度	0.92 倍	
令和5年度	0.88 倍	
令和6年度	0.79 倍	0.81 倍以下
3年間平均	0.86 倍	0.82 倍以下

(資料出所) 職業安定業務年報及び福岡労働局提供資料を基に算出 注) 行橋公共職業安定所管内全域の数値

以上より、当地域は地域雇用開発促進法施行規則第2条第1項第1号及び第2号の要件を満たし、法第2条第2項の「雇用開発促進地域」に該当する。

第2 雇用開発促進地域における労働力の需給状況その他雇用の動向に関する事項

当地域の人口は183,302人で、県全体の人口の約3.6%を占めている。労働力人口は84,757人で、福岡県の労働力人口の3.6%を占めている。労働力人口のうち、若年者(15～34歳)は19,660人であり、当地域における若年者の比率(23.2%)は県全体の若年者の比率(24.0%)を0.8ポイント下回っている。逆に、当地域の労働力人口のうち、高齢者(60歳以上)は21,278人であり、当地域における高齢者の比率(25.1%)は県全体の高齢者比率(23.1%)を2.0ポイント上回っており、県平均と比べると労働力の高齢化が進行している。(令和2年国勢調査)

当地域の完全失業率は4.3%であり、県全体の完全失業率(4.6%)を0.3ポイント下回り、全国の完全失業率(3.8%)を0.5ポイント上回っている。また若年者(15～34歳)の完全失業率は5.7%であり、県全体の完全失業率(6.1%)を0.4ポイント下回り、全国の完全失業率(5.1%)を0.6ポイント上回っている。当地域の完全失業率は、県全体に比べるとやや低いが、全国的に見ると高い状況である。(令和2年国勢調査)

令和7年1～3月期の県平均完全失業率は2.7%と前年同期に比べ0.1ポイント改善している。しかし、同時期の全国平均(2.4%)を0.3ポイント上回っており、依然として厳しい状況である(労働力調査(基本集計))。

産業構成を見ると、地域内の民営事業所で働く76,758人(県全体の3.3%)の従業者のうち、製造業の従業者が25,280人(32.9%)と最も多い。次いで医療、福祉13,431人(17.5%)、卸売業、小売業12,306人(16.0%)である(令和3年経済センサス-活動調査)。

当地域における職種別に求人・求職の状況を見ると、新規求人数では、社会保険・社会福祉・介護事業(2,472人)、医療業(1,168人)といった医療、福祉関連の求人や、製造業(1,619人)、運輸業、郵便業(973人)の求人が多い。しかし、地域全体では、有効求職者数34,576人(令和5年度月平均)に対して有効求人数28,594人(令和5年度月平均)と、全般的に求職者数に対し求人数が少なく、有効求人倍率が0.83倍と厳しい状況にある。(令和5年度職業安定業務年報)

第3 雇用開発促進地域の地域雇用開発の目標に関する事項

1 地域雇用開発の実績について

前計画（令和4年10月～令和7年9月）の目標数値100人に対する実績は22人（令和7年5月末時点実績値）であり、助成金を支給した業種は、社会福祉・介護、小売業であった。実績は下表のとおりである。

《地域雇用開発の実績》

	目標	実績（令和4年10月～令和7年5月末現在）			
		累計	初年度	翌年度	最終年度
対象労働者数（人）	100	22	16	6	0
支給決定金額（千円）	—	9,050	7,710	1,340	0

（最終年度は、令和6年10月～令和7年5月末現在）

2 地域雇用開発の目標について

この地域においては、自動車関連産業の立地促進や新たな成長分野である航空機産業の企業誘致などによる雇用創出・求人増加が期待されるため、今回の計画では、前計画における実績を踏まえ、地域雇用開発の目標を30人とする。

今後も助成金制度の周知広報に努め、当該助成金の有効活用を図り、地域の雇用機会の開発を促進する。

第4 雇用開発促進地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項

当地域は、自動車関連産業や新たな成長分野に関する施設や企業などの進出による雇用機会の拡大が期待される地域であり、また、地域内の民営事業所で働く人のうち、製造業、医療、福祉、卸売業、小売業の従事者が多い状況にある。こうした地域の特性を念頭に置き、下記に掲げる取組を行うことで、製造業や医療、福祉等の地域の産業や成長産業分野の振興につなげるとともに、雇用の拡大を図る。

1 新たな雇用機会の開発の促進等に関する事項

（1）地域未来投資促進法との連携

国の地域未来投資促進法の同意を受けた、もしくは同意を目指している地域については、地域雇用開発の促進に資する取組として、国の産業施策との連携を図りながら、雇用開発に取り組む。

（2）地域再生法の活用

安定した良質な雇用の創出を通じて地方への新たな人の流れを生み出すことを目指し、地域再生法に基づき認定を受けた地域再生計画で定める地域について、企業の本社機能の移転・拡充に取り組む。

(3) 雇用機会の開発に関する重点施策

ア 商工施策

県内においては、①グリーンアジア国際戦略総合特区、②バイオ産業拠点化の推進、③グリーンデバイス開発・生産拠点化の推進、④IT産業の振興、⑤宇宙ビジネスの振興、⑥有機光エレクトロニクス研究開発拠点化の推進、⑦水素エネルギー産業の振興、⑧北部九州自動車産業グリーン先進拠点プロジェクトの推進、⑨航空機関連産業の振興などを中心に、新たな成長産業の育成・集積・拠点化を促進し、雇用機会の拡大を図る。

①グリーンアジア国際戦略総合特区の推進

本県と北九州市、福岡市が一体となって進めている「グリーンアジア国際戦略総合特区」は、地域に蓄積された産業・技術・人材・ネットワークなどの強みを活かし、環境を軸とした産業の国際競争力を強化し、アジアから世界に展開する産業拠点の構築を図るものである。

特区を強力に推進するため、国による金融・税制面の支援に加え、県による企業立地促進交付金の上乗せや不動産取得税の課税免除、両政令市による固定資産税の課税免除など地域独自の支援を講じ、企業の設備投資を支援する。

また、平成 25 年度からは、特区の効果を広く県内中小企業に波及させるため、県内中小企業が特区関連事業に関連して行う設備投資に対する助成も実施している。

②バイオ産業拠点化の推進

本県は令和 3 年に国（内閣府）の「地域バイオコミュニティ」（地域の企業や研究機関を中核として、特色あるバイオ産業を展開することで、持続可能な循環型社会を実現し、世界市場にも進出する企業が活躍・発展する地域拠点）第 1 号に認定された。

今後、国のバイオエコノミー戦略と連携した「福岡バイオコミュニティ」の形成を進めるため、本県の強みである「次世代創薬」、「再生医療」、「バイオものづくり」、「機能性表示食品」の 4 分野をターゲットに、リーディングプロジェクトや製品開発支援、ビジネス展開支援等に取り組む。

③グリーンデバイス開発・生産拠点化の推進

本県には、数多くの優れた半導体関連企業、半導体人材を育成する大学や高専、工業高校等の教育機関が集積している。さらに、他に例を見ない公的支援機関として、企業の研究開発を支える「福岡超集積半導体ソリューションセンター（仮称）」や半導体人材を育成する「福岡半導体リスクリングセンター」を有している。こうした強みを活かし、産学官が連携して、新製品開発支援やビジネス展開、人材育成等に取り組み、カーボンニュートラルに対応する製造業を支える「グリーンデバイス」の開発・生産拠点化を推進する。

④IT産業の振興

本県には、これまでの取組により優れた技術を持つITベンチャー・エンジニアが集積している。こうした強みを活かしながら、産学官連携組織「福岡県未来ITイニシアティブ」の取組を通じて、ITベンチャー企業の新製品・サービス開発支援や市場展開支援、最新の技術やIT関連ビジネスの動向等を発信するフォーラムの開催、小学生から大学生までの各段階に応じたIT人材の育成事業等に取り組む。

⑤宇宙ビジネスの振興

本県には、これまでの産業政策により、世界トップレベルの性能を持つ小型レーダー衛星の打ち上げに成功した宇宙ベンチャー企業や高度な技術を持つものづくり企業、ITベンチャー企業、大学等が集積している。こうした強みが評価され、令和2年、国（内閣府）から「宇宙ビジネス創出推進自治体」に選定された。

本格的な宇宙利用時代の到来に向け、国やJAXAと連携し、宇宙ビジネスに挑戦する際の基礎的な研究段階から、具体的な製品・サービスの開発、その生産の加速化や製品性能等の実証まで、一連の取組を切れ目なく支援し、本県発の宇宙ビジネスの創出に取り組む。

⑥有機光エレクトロニクス研究開発拠点化の推進

有機光エレクトロニクス分野の研究で世界をリードする九州大学や関連するベンチャー企業、有機光エレクトロニクス実用化開発センター等の公的支援機関の集積を活かし、県内中小・ベンチャー企業が取り組む次世代発光材料や製造装置の製品開発支援、ビジネス展開支援等に取り組み、関連産業の育成・拠点化を推進する。

⑦水素エネルギー産業の振興

水素はカーボンニュートラルのキーテクノロジーとして位置づけられており、産業や運輸など幅広い分野での活躍が期待されている。

本県では環境施策を経済成長につなげるため、「福岡県水素グリーン成長戦略」を策定しており、この戦略のもと、水素分野への参入や水素関連技術・製品の導入等に向けた助言・マッチングを行うとともに、九州大学や水素エネルギー製品研究試験センター等、最先端の研究、試験機関と連携しつつ、製品開発や社会実証等への支援に取り組む。

⑧北部九州自動車産業グリーン先進拠点プロジェクトの推進

北部九州は4つの自動車メーカーが立地し、年間150万台を超える生産能力を持つ有数の生産拠点として成長しており、世界に選ばれる電動車開発・生産拠点の形成、CASEに対応したサプライヤーの集積、工場や輸送分野における脱炭素化の実現、先進的なクルマ・モビリティの実証等の取組を推進し、未来に向けて成長を続ける自動車産業の拠点としての発展を目指す。

⑨航空機関連産業の振興

産学官からなる「福岡県航空機産業振興会議」を平成22年に設立し、24時間運航可能な北九州空港などのポテンシャルをフルに活用し、航空機関連企業の誘致に取り組むとともに、自動車部品製造等の高い技術力を有する県内企業の航空機産業への参入促進に取り組む。

⑩企業誘致の推進

24時間利用可能な北九州空港、重要港湾の苅田港、全面開通した東九州自動車道といった産業インフラや、複数の大手完成車メーカーとの近接性、工業系大学・高校があることによる理工系人材の豊富さなどをPRすることで、自動車関連等の製造業や道路貨物運送業などの誘致を積極的に展開する。

中でも、苅田港における安定的な産業用地の確保に努め、企業誘致を推進することにより、北九州・京築地区の雇用創出等の振興を図っていく。

⑪観光

豊富な自然を活用し、サイクリングやトレッキング（山歩き）をはじめとした様々な活動や遊びと観光を組み合わせた体験・交流型の観光振興や、古民家・農林漁業体験を活かしたグリーンツーリズムに取り組むことで、県内への来訪を促進し、旅行消費の拡大やリピーター化を図るとともに、広く県内周遊が行われるよう、新たな旅のニーズに合わせたプロモーションや県内周遊バスツアー「よかバス」の周知広報を行い、国内外からの誘客の促進を図る。

⑫その他

事業拡大に必要な資金調達に特化した支援等、成長意欲の高い起業家を伴走支援することで、県内スタートアップへの投資を促進する。

地域資源の活用や地域課題の解決をテーマとしたビジネスプランコンテストの開催を通じ、創業者を発掘するとともに、「地域中小企業支援協議会」を中心に地域ぐるみの創業支援を実施する。

イ 農林水産施策

農林漁業への就業希望者に対し、対面のほか、オンラインも活用した新規就業セミナー・相談会を開催するとともに、農林漁業就業マッチングセンターによる就職応援サイトの運営により、新規就業者の確保を図る。

農業分野では、雇用就業者の円滑な就業に向けた支援により新規就農の促進を図る。また、経営の複合化や6次産業化、雇用導入による規模拡大等を通じた収益力の向上で、雇用の受け皿となる農業法人等の経営の強化を促進する。

林業分野では、人材の育成・確保と雇用の安定を図るため、新規参入者への技術・技能研修の実施や林業雇用管理改善の指導等を行う。また、社会保険等への加入促進、林業退職金制度の掛金等への助成を行う。

漁業分野では、ICTを活用した水温や潮流等の予測情報の提供により、漁業者の経営力の強化を図る。また、漁場の整備等により、雇用型漁業等の経営安定を図る。

2 職業能力開発の推進に関する事項

（１）高校生・大学生等

県内の職業系高校、大学、高専及び専修学校等において、産業界の要請に応じた基礎知識・基礎学力を身に付けた優秀な人材を育成する。

また、県立工業高校において、先端成長産業をはじめとする幅広い産業が求める高度な技術や実践的なものづくり技能に対応できる人材を育成する。

（２）求職者や非正規雇用労働者等

求職者や非正規雇用労働者等を対象に、県内7校の高等技術専門校において、ものづくり分野を中心とした施設内訓練、就職支援を実施する。併せて、主に知識を習得するための短期の訓練を民間教育訓練機関等に委託し、実施する。

年代別・対象別の就職支援センターにおいても、個別相談や就職に役立つ各種セミナーを

実施する。また、若者就職支援センターでは、地元企業紹介事業を実施し、学生に対する地元企業のPRを促進する。

(3) 女性

「ママと女性の就業支援センター」において、非正規雇用・求職中の女性、子育て中の女性等を対象に、将来のキャリアに関する相談、就職相談から就職支援情報・保育情報の提供、就職あっせんまで一人一人の状況に応じたきめ細かな就職支援を一貫して実施する。

(4) 高齢者

高齢者の高い就業・社会参加意欲に応えるため、「生涯現役チャレンジセンター」を中心に、再就職や派遣、シルバー人材センターといった就労、NPO・ボランティア活動への参加など多様な選択肢の提案やマッチングを行うとともに、独自求人開拓や企業に対する定年延長など「70歳以上まで働ける制度」の導入の働きかけ等を実施する。

(5) 障がいのある人

県内13の障がい保健福祉圏域すべてに設置している「障害者就業・生活支援センター」において、障がいのある人の就業及びそれに伴う生活に必要な支援を実施するとともに、県独自の職業紹介事業における就職相談から職場定着までの一連の支援や、福岡障害者職業能力開発校における職業訓練、就職支援を通じて、障がい者雇用の拡大を図る。

3 労働力需給の円滑な結合の促進に関する事項

年代別・対象別の就職支援センター、若者サポートステーション、ハローワーク、新卒応援ハローワーク及び市町村の無料職業紹介所やふるさとハローワーク等において、就職相談、就業セミナー、会社説明会やインターンシップ等の就職先とのマッチング機会の提供等を実施し、求人・求職の円滑な結合を進める。

また、中小企業雇用環境改善支援センターにおいて、中小企業の雇用環境の改善を支援し、多様な人材の確保・定着・育成を推進することで、労働者の雇用の安定を図る。

4 各種支援措置の周知徹底に関する事項

事業主等に対しては、県中小企業振興センター、県中小企業振興事務所、地域内の商工会議所、商工会、市町村及び公共職業安定所等の関係者と連携し、ガイドブック、チラシ、ホームページ等によって企業支援情報等の周知に努める。

求職者に対しては、年代別・対象別就職支援センターや労働者支援事務所、公共職業安定所、公共職業訓練施設等において、職業能力開発や就職支援に関する情報の周知に努める。また、新聞広告、県広報誌、テレビ、ポスターや県ホームページなど、様々な媒体を活用し、県民の利用を促す。

5 地域雇用開発の効果的な推進に関する事項

福岡地方労働審議会、福岡県労働政策審議会、県内4地域での関係機関会議や市町村との連絡会議において、関係機関や労使代表者との情報交換を図り、地域の実情に応じた施策の立案や効果的な実施方法の検討を行い、各種施策を実施する。

第5 計画期間に関する事項

本計画は厚生労働大臣の同意を得た日から3年間とする。